

公共事業の事業評価書

(農業農村整備事業等補助事業の事前評価)

平成20年 3月

農 林 水 産 省

1 評価の対象とした政策

平成20年度の新規地区採択を要求している次の事業を対象として、事業評価（事前評価）を実施した。なお、事業主体、採択主体別の評価公表地区数等の詳細については、別添1のとおりである。

行政機関が行う政策の評価に関する法律及び同法に基づく農林水産省政策評価基本計画により事前評価を行ったもの

事業名	事前評価の公表箇所数
かんがい排水事業	8
経営体育成基盤整備事業	36
畑地帯総合整備事業	25
中山間総合整備事業	13
農道整備事業	9
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	6
農業集落排水事業	7
農村振興総合整備事業	1
農地防災事業	19
地すべり対策事業	10
海岸保全施設整備事業	1
草地畜産基盤整備事業	15
合 計	150

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

本評価は、農村振興局、生産局又は各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）において、平成19年11月から平成20年3月までの間に実施した。

各事業地区ごとの評価担当部局は、地区別評価結果（別添2）に示すとおりである。

3 評価の観点

本評価においては、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。

各事業地区ごとの評価の観点は、地区別評価結果（別添2）及びチェックリスト判定基準表（参考添付）に示すとおりである。

4 政策効果の把握の手法及びその結果	政策効果については、「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針」等に基づき、事業特性に応じた費用対効果分析を行うことにより定量的に測定するとともに、事業の必要性、技術的可能性、達成目標、実施体制等の観点から総合的に把握した。 その結果は、地区別評価結果（別添２）に示すとおりである。
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会において、政策効果の把握の手法について意見を聴取してきており、聴取した意見の概要は以下のとおり。 ・事業評価については、「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針」等に基づき着実に実施するとともに、今後も適時に本部会に説明し、充実を図りたい。 このため、今後も、政策効果の把握の手法の充実を図るために、適時に食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会(平成１９年度に名称変更)に説明を行う。 食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会の委員構成は、別添３のとおり。
6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	本評価を行う過程において使用した資料は、地区別評価結果（別添２）である。地区別評価結果は、農林水産省のほか、各地方農政局においても公表する。また、本評価に関する問い合わせ先（事業主管課）は、別添４に示すとおりである。 また、本評価に関する資料（公共事業の事業評価書、事前評価結果の公表事業及び公表地区数（別添１）、地区別評価結果（別添２）、食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会委員名簿（別添３）、問い合わせ先（別添４）、費用対効果分析に関する説明資料、チェックリスト判定基準表）を農林水産省及び各地方農政局のホームページに掲載している。 なお、それぞれの事業計画は土地改良法等に基づく手続を経て確定される。
7 評価の結果	評価の対象としたすべての事業地区において、各事業の特性に応じ、事業の必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、土地改良法令、事業実施要綱等で定められている地区採択の必須条件を満たしている。